

## 請負工事成績評定要領

平成 22 年 11 月 1 日整工企第 1009 号

改正 平成 27 年 12 月 7 日整整技第 1037 号

改正 2020 年 3 月 10 日整整技第 1079 号

改正 2023 年 2 月 13 日整整技第 1050 号

### (目的)

第 1 条 この請負工事成績評定要領は、請負工事監督検査事務処理要領（平成 22 年 10 月 29 日整工企第 1009 号。以下「事務処理要領」という。）第 17 条により成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が所掌する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保し、技術水準の向上とともに、受注者の適正な選定に資することを目的として制定する。

### (評定の対象)

第 2 条 評定の対象は、原則として 1 件の契約金額が 500 万円（税込）以上の請負工事について行うものとする。なお、NAA グループ会社が履行した工事に対しては、この評定を省略することができる。

### (評定の内容)

第 3 条 評定は、工事の進捗状況、目的物の品質等を評価し、行うものとする。

### (評定者)

第 4 条 第 3 条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、事務処理要領第 11 条に定める者（以下「検査員」という。）並びに第 4 条 1 項に規定する総括監督員及び主任監督員（以下「監督員」とする。）とする。

### (評定の方法)

第 5 条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 評定の結果は、別記様式第 3 に定める工事成績評定表に記録するものとする。

### (評定の時期)

第 6 条 監督員は、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）に基づく工事の完成が認められたときには、当該工事に関する評定を行うものとする。

2 検査員は、前項の評定終了後、完成検査を実施して、当該工事の評定を行うも

のとする。

(評定表の提出)

第7条 監督員は、当該工事の評定を行ったときは、第5条に定める工事成績評定表を  
検査員が行う完成検査の前に、検査員に提出するものとする。

2 検査員は、評定を行ったときは遅滞なく、評定表を各発注部室長に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 各発注部室長は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、評定の結果を様式第1-1により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 各発注部室長は、第8条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 各発注部室長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定の活用)

第10条 会社が発注する公募型競争契約の手続きによる簡易型総合評価方式の対象工事(通常型・地域共生型)における評定の活用については、別に定める。

(説明要求事項)

第11条 第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、様式第1-2により、通知を行った各発注部室長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 各発注部室長は、前項による説明を求められたときは、様式第1-3により回答するものとする。

附則(平成22年10月29日整工企第1009号)

1 この要領は、平成22年11月1日以降から施行する。

2 請負工事成績評定要領(平成16年工企第1005-4号)は廃止する。

附則(平成27年12月7日整整技第1037号)

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

附則(2020年3月10日整整技第1079号)

この要領は、2020年4月1日から施行する。

附則（2023年2月13日整整技第1050号）

この要領は、2023年4月1日から施行する。